

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 1 月 30 日

金 曜 日

第 3865 号

目 次

告 示

○土地区画整理組合の事業計画の変更 1

内水面漁場管理委員会指示

○さくらます採捕規制 2

○水産動物採捕規制 3

公 告

○土地改良事業の工事の完了

告 示

富山県告示第37号

土地区画整理組合の事業計画の変更について

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1 項の規定により小矢部市石動駅南土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公告する。

平成27年 1 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 組合の名称

小矢部市石動駅南土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成20年 6 月 6 日から平成30年 3 月 31日まで

3 施行地区

小矢部市綾子の一部、綾子字北島の一部、綾子字居島の一部

小矢部市石動町の一部

小矢部市泉町の一部

小矢部市本町の一部

小矢部市後谷字堅田の一部、後谷字往還東の全部

小矢部市野端字大勢町の一部、野端字下川原の一部

小矢部市野端字砂川の全部

4 事務所の所在地

小矢部市綾子5339番地

5 設立認可の年月日

平成20年 6 月 6 日

6 変更認可の年月日

平成27年 1 月30日

~~~~~  
指 示  
~~~~~

富山県内水面漁場管理委員会指示第 1 号

さくらます採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第67条第 1 項及び第 130条第 4 項の規定により、さくらます採捕について次のとおり指示する。

平成27年 1 月30日

富山県内水面漁場管理委員会

会 長 中 山 喜 徳

次の表の河川名に掲げる河川の同表の区域の欄に掲げる区域においては、同表の漁具又は漁法の欄に掲げる漁具又は漁法により、同表の期間の欄に掲げる期間、さくらますを採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

河川名	区域	漁具又は漁法	期間
神通川	河口から富山火力発電所油送橋までの区域	手づり及びさおづり	平成27年 4 月 1 日から 平成27年 7 月31日まで
庄川	河口から高新大橋上流端までの区域		

富山県内水面漁場管理委員会指示第2号

水産動物採捕規制について

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定により、水産動物採捕について次のとおり指示する。

平成27年1月30日

富山県内水面漁場管理委員会

会長 中山 喜徳

次の表の河川名に掲げる河川の同表の区域の欄に掲げる区域においては、同表の期間の欄に掲げる期間、水産動物を採捕してはならない。

ただし、富山県内水面漁業調整規則第37条の規定により知事の特別採捕の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りではない。

河川名	区域	期間
神通川水系熊野川	小俣橋下流端から熊野川ダム下流端までの区域	平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

~~~~~  
公 告  
~~~~~

土地改良事業の工事の完了

このことについて、次のとおり届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第2項の規定により公告する。

平成27年1月30日

富山県知事 石 井 隆 一

届出者	事業主体	地区	事業名	工事完了年月日
城端土地改良区	同左	西明西	団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金基盤整備事業（農業用排水施設）	平成24年3月21日
城端土地改良区	同左	野田西部	団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金基盤整備事業（農業用排水施設）	平成23年12月22日

城端土地改良区	同左	千福南部	団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金基盤整備事業（農業用排水施設）	平成25年3月19日
城端土地改良区	同左	次郎丸中部	団体営農山漁村活性化プロジェクト支援交付金基盤整備事業（農業用排水施設）	平成25年5月24日